

# ホームページ公開

## 平成27年12月24日 定例教育委員会 会議録

### 1 開催日時及び場所

・平成27年12月24日（木） 午後1時3分 ～ 午後3時15分

・教育委員会室

### 2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	教育次長	南谷 清司
委員	土屋 嶠	義務教育総括監	水川 和彦
委員	月村 時子	総合教育センター長兼教育研修課長	丹羽 俊文
委員	野原 正美	教育総務課長	国島 英樹
委員	森口 祐子	教育総務課教育主管	折戸 敏仁
		教育財務課長	松原 正隆
		教職員課長	高木 俊明
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	森 嘉長
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	吉田 梓
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		特別支援教育課長	出口 和宏
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	高橋 幸平

### 3 議事日程等

報第1号、議第1号から議第3号まで、議第6号及び事務局報告（1）について非公開とすることを決定。

### 4 会議録

平成27年11月24日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

### 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
退職教職員の表彰（4件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>報第2号 平成28年度教職員定期人事異動方針について</b>	
教職員課長	<p>「平成28年度教職員定期人事異動方針」について、平成27年12月7日、別紙のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>まず、県立学校の人事異動方針についてである。基本方針において、昨年度と大きな変更点はないが、次の2点において、若干変更・追加した。1つ目として、冒頭の四角囲みに示した、定期人事異動の趣旨・目的において、明確に「第2次教育ビジョン」の具現化という点を入れた。2つ目として、近年の大量退職・大量採用時代を踏まえ、「2 一般職員」の方針項目の中に、(6)として「再任用教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。」を付け加えた。</p> <p>小中学校の人事異動方針についてであるが、県立学校と同様に、基本方針において大きな変更点はない。次の2点において、方針を明確化するため若干の修正を行った。1つ目として、「1 管理職(1)」において、管理職に求められる資質の中に、「マネジメント能力」という言葉を入れ、求められる管理職像を明確化した。2つ目として、「2 一般教員(1)」において、「市町村教育委員会の教育方針と校長の経営ビジョン」との関係が明確となるよう表現を見直した。</p>
稲本委員	小中学校の人事異動方針に「校内研修システム」とあるが、これは校内だけで行うのか。それとも地域や県も関係するのか。
教職員課 教育主管	校内研修システムについては、基本的には委員ご指摘のように、校内のみならず、中学校区はもとより、市町村教育委員会、あるいは県教育委員会や教育事務所が行う研修等を踏まえ、例えば、特別支援教育に秀でた者等、研修のリーダーとなるような人材を配置することにより、校内教育システムの構築に寄与する異動を行うという意味で記載しているものである。
稲本委員	書いてあることは正しいが、それを浸透させるのは意外と難しいと思う。若手が新しく入ってくる一方で、ベテランが辞めていくわけだから、その中で保護者や地域の問題を含めて難しくなる学校運営を行っていくためには、どのように実行して具体的に問題を解決していくかが大切だと思う。
教職員課 教育主管	稲本委員ご指摘のとおり、大量採用の結果として、30歳前後を中心に若手職員が増える一方で、その教員を指導する40歳前後の教員が減ってくる。先程、特別支援教育に秀でた者を配置すると申し上げたが、年齢バランスや領域等も踏まえながら、そういった秀でた人材を育てていくことは大変大きな課題であると認識している。
教 育 長	報第2号につき、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<b>議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b>	
教職員の懲戒処分（1件）について諮り、可決された。	

## ホームページ公開

本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

教職員の懲戒処分（1件）について諮り、可決された。  
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

教職員の懲戒処分（1件）について諮り、可決された。  
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 議第4号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について

教職員課長

本議案は、免許状更新講習規則の一部を改正する省令に基づき、岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則についてお諮りするものである。  
まず、省令改正の概要であるが、文部科学省令で規定されている更新講習の講習課程について、平成28年4月1日から新たな枠組みが実施されることとなった。これまでの講習課程は、必修領域12時間、選択領域18時間であったが、その枠組みを、必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間とし、新たに選択必修領域を設けることで、新たな教育課題を適切に選択して学べるように改正された。  
これを受け、県の免許法施行規則の関係規定を一部改正する。改正内容は、主に講習課程の改正に伴う申請様式の変更である。経過措置については、旧講習を受講した者が新しい様式で申請する際の記入欄の誤りを防止するために様式中に経過措置の規定を設けている。また、改正前に既に作成された申請書の様式について、改正前の様式での申請を認めるために附則に経過措置規定を設けている。要するに、講習課程が変わったので、それを受けた方が申請する際の申請様式に新しい講習名を入れ、古い申請様式で申請があった場合の経過措置を設けたということである。

教 育 長

議第4号につき、挙手により採決する。

教 育 長

全員賛成により原案のとおり可決する。

### 議第5号 平成29年度開校予定の岐阜高等特別支援学校（仮称）の校名案について

特別支援  
教育課長

7月の定例教育委員会において、岐阜高等特別支援学校（仮称）の校名案の公募結果、子どもかがやきプラン推進委員会での審議結果を踏まえ、校名案を3案選定したことについてご報告した。これらの状況を踏まえ、校名案を「岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校」として決定することについてお諮りしたい。選定理由としては、公募の結果、応募数が最も多かったこと、学校の所在地の名称が入っており分かりやすい名称であること、名称から受けるイメージがよいこと、子どもかがやきプラン推進委員会において賛同する意見が最も多かったことである。今後のスケジュールについては、本日の会議で承認いただいた後、記者発表を行う予定である。なお、この校名案は、平成28年6月の県議会における条例改正の議決により正式決定となる予定である。

稲本委員

正式決定は来年6月ということであるが、そんなに長くかかるのか。記者発表を行ったら決定とほぼ同じでことではないか。

特別支援  
教育課長

スケジュールについては、来年開校する羽島特別支援学校と同じスケジュールで進めている。開校する前には、中学校や市町村教育委員会にも説明をする必要があるため、このようなスケジュールとしている。

## ホームページ公開

教育次長	本日決定していただくのは校名案であり、記者発表するのも校名案である。正式決定は条例改正をもって行うので、そのタイミングは来年の6月となる。
教育長	議第5号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第6号 岐阜県重要文化財の指定について（非公開案件）</b>	
岐阜県重要文化財の指定（1件）について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>事務局報告</b>	
<b>（1）岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会（第16回）の議事概要について（非公開案件）</b>	
第16回の「岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会」の議事概要について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>（2）平成27年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について</b> <b>（3）平成27年第5回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</b>	
教育総務課長	平成27年第5回岐阜県議会定例会における審議結果をご報告する。会期は12月1日から12月21日までであり、教育委員会関係の議案は、一般会計の補正予算、羽島特別支援学校の工事請負契約・変更、岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理者の指定の4本であった。12月14日の教育警察委員会での審議を経て、12月21日本会議で可決された。一般質問の状況であるが、10人の議員から28項目の質問があり、教育長が答弁した。また、教育警察委員会の質疑の概要についても掲載している。
教育長	先程の教科書案件は、多治見市選出の山本議員からご質問があり、再質問もあったので、後程お目通しいただきたい。
<b>（4）岐阜高等特別支援学校（仮称）の概要について</b>	
特別支援教育課長	先程、岐阜清流高等特別支援学校として校名案を承認いただいた学校の概要についてご説明する。軽度の知的障がいのある生徒に対する職業教育に特化した高等部のみの学校である。定員は1学年48人の6クラスである。対象生徒は、保護者とともに岐阜圏域または岐阜圏域隣接市町に居住し、一人で通学できる者である。また、岐阜県初の総合産業科という専門学科を設置し、工業コースやビジネス・情報コース等、6コースを設定するとともに、普通教科の指導も行う。これは、高等学校の教育課程に似たものである。特徴として、入学者の選抜を行う点がある。今まで特別支援学校の高等部は選考という形で行ってきたが、本校では、入学していただく生徒を選抜することになる。選抜を希望する者は、平成29年1月中旬に出願し、1月下旬に検査を行う。合格し、入学の意思のある者は入学確約書を提出する。これについては、高等専門学校の入試をイメージしていただくとよい。入学確約書を提出しなかった者や合格がかなわなかった者は、その後実施する特別支援学校高等部または公立高等学校にも出願できる機会を設けた。学力だけでなく、作業能力や態度・意欲・社会性を重視している。 今後の予定であるが、来年1月下旬までに概要に関するリーフレットを発表し、中学校をはじめとした各関係機関に配布する予定である。その後、中学校を対象とした説明会も丁寧に行っていきたいと考えている。

## ホームページ公開

### (5) 岐阜県における全国レベルの表彰について

教育総務課長

岐阜県の児童・生徒が受賞した全国レベルの表彰についてご報告する。文化部門の10月追加分と11月分を掲載している。スポーツ部門の11月分については、次回ご報告する予定である。

### (6) 平成27年度教育委員行事予定について

教育総務課長

前回の行事予定からの変更点を網掛けで示している。1月以降の行事についてご出席いただく委員の方が決定したのでご予定をお願いしたい。具体的には、5日から14日までの小中学校管理職・主幹教諭二次選考の試験官、18日の県立学校管理職面接の面接官、21日・29日の専門高校生地域連携推進事業（通称：飛び専）の発表会である。また、1月から3月までの定例教育委員会の日程が決定したのでご予定をお願いしたい。特に、2月24日は、午前中に岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の委員との意見交換を行い、午後は定例教育委員会、総合教育会議と、終日ご予定をお願いしたい。また、3月の臨時教育委員会は、18日あるいは22日いずれかの日程で開催を予定しているので、よろしくをお願いしたい。

### 閉会

午後3時15分、閉会を宣言する。